

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [労働時間の例外（時間外及び休日労働）](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

労働時間の例外（時間外及び休日労働）

法定時間（1日8時間、1週40時間）を超えて労働させようとする場合には、使用者は労働者の過半数を代表する者と書面で協定を結び、労働基準監督署に届けなければなりません。
この協定を「36協定」と呼びます。

会社は、その協定の範囲内でのみ、労働者に残業を命じることができます。
またその場合には最低でも労基法で定められている割増賃金を支払わなければなりません。

① 8時間を超える場合は25%

② 休日労働の場合は35%

③ 深夜労働（午後10時から午前5時）の場合はさらに25%

④ 時間外・休日労働が深夜に及んだときは、合計した割増率となる（深夜時間外：50%、休日深夜労働：60%）

⑤ 1ヶ月の時間外労働が60時間を超える場合は50%（中小企業は2023年4月1日より適用）

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.